

令和6年

第5回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和6年7月26日（金）

伊勢原市農業委員会

- [議長] 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。
比々多地区で1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。
報告第2号の1については、一般個人住宅に転用を行うものです。
- [議長] 何か御質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第3号 農地の転用事実に関する照会書に対する回答について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 横浜地方法務局厚木支局より地目の認定のため、農地の転用事実に関する照会がありました。
照会対象地は田中字ヒシリ原の1筆、合計面積は229平方メートルです。
市街化区域内にあり、平成2年4月5日付けで住宅敷地として転用の届出を受理しています。令和6年7月8日に現地調査を行い非農地であることを確認した上で、7月10日に法務局へその旨を、回答しました。
- [議長] 何か御質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。伊勢原地区で3件の申請がありました。
報告第4号の1について、対象農地は、池端字上中澤に1筆、同字下中澤に7筆、同字宮下に1筆、同字東池田に1筆、同字五反地に2筆、下糟屋字下中澤に2筆、沼目1丁目に3筆、合計17筆、面積は5,802平方メートルです。
6月24日に事務局で現地調査を行い、水稻・露地野菜等の耕作がなされている事を確認しています。7月12日付けで専決処分により証明書を発行しました。
報告第4号の2について、対象農地は、池端字東池田に8筆、同字砂田に1筆、下糟屋字菖蒲田に3筆、同字塚越に9筆、沼目字澤尻に2筆、沼目1丁目に3筆、合計23筆、面積は10,215.67平方メートルです。

7月9日に事務局で現地調査を行い、水稻や栗等の耕作を確認しています。7月12日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第4号の3について、対象農地は、池端字砂田に3筆、上平間字木之下に2筆、沼目字澤尻に10筆、沼目1丁目に18筆、合計33筆、面積は16,459.35平方メートルです。

7月8日に事務局で現地調査を行い、水稻・露地野菜等の耕作を確認しています。7月16日付けで専決処分により証明書を発行しました。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第5号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 相続税納税猶予期間の3年ごとの証明であり、特定貸付の特例の適用を受けるために必要となります。

報告第5号の1について、池端字東池田に1筆、同字五反地に3筆、下糟屋字上砂田に1筆、合計5筆、面積は2,813平方メートルです。

6月24日に事務局で現地調査を行い、水稻耕作がなされている事を確認しています。7月12日付けで専決処分により証明書を発行しました。

[議長] 報告第6号 農地法第3条の規定による許可申請書の取り下げについて、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 令和6年2月26日付けで農地法第3条の規定による許可申請書が提出された件については、本年3月及び4月の総会で継続審議とされた案件ですが、先日7月16日付けで譲渡人及び譲受人の連名で取下げ書が提出されましたので報告します。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に議案に移ります。

[議長] 議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。

伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要です。

新規設定の申出4件について、説明します。

なお、これらについて決定いただける場合は、利用権始期が令和6年8月1日となります。

議案第1号の1について、上粕屋字上尾崎の1筆、1,287平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約183アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

議案第1号の2について、下平間字向入の1筆、582平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、平塚市の認定農業者の下で1年ほど研修を受けた新規就農者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。なお、当農業者は、認定新規就農者になるために、現在、手続きを進めているとのことです。

議案第1号の3及び4については、借り受けた農地を適切に利用していないと認められる場合に、利用権を解除する旨の条件が付された解除条件付き利用権設定であり、一般法人への利用権設定は、この解除条件を付すことが法令で定められています。

議案第1号の3について、西富岡字北実蒔原の3筆、計1,900平方メートルの解除条件付貸借の受け手となる法人は、金属部品の加工を主たる事業としている法人で、地域の要望等から遊休農地の抑制や解消を目的に就農されます。農業経営に当たっては、10年以上農業経験のある地権者の子や神奈川県農業技術センターの指導を仰ぎながら、栗を栽培する計画としております。また、農機具においても、所有物で足りない物については、地権者の子が所有している農機具を利用する計画としており、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致しております。

議案第1号の4について、西富岡字後谷戸の1筆、同字南実蒔原の2筆、計1,271平方メートルの解除条件付使用貸借の受け手となる法人は、議案第1号の3の受け手と同じ法人となります。

[議長] 審議に入ります。議案第1号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いします。

[委員] 議案第1号の1について、利用権設定を受ける者は、主に何を耕作するつもりか

[事務局] 露地野菜で作物はジャガイモ、サツマイモなどの芋類を主に栽培する予定です。

[委員] 議案第1号の3・4について、どのような場合に解除となるのか。

- [事務局] 適切に農地利用をしていないことが判断される場合として、想定される流れは、農地利用最適化推進委員による農地パトロールにて遊休農地判定され、利用意向調査等を経て、尚且つ、改善の見込みが無い場合については、その法人に対して聴取及び勧告の上、行政より利用権設定の解除をする。
- [議長] 他に無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【 挙手全員 】
- [議長] 挙手多数。よって、議案第1号については、「原案のとおり認める」といたします。
- [議長] 以上を持ちまして、第5回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。
【 午前10時53分 終了 】